

個別施設計画

土木総務課No. 15

策定年月日 令和2年2月10日

| | | | | | |
|---------------------------|---|-------|---------|------------------------|-----------|
| 1 対象施設・施設概要 | | | | | |
| 施設情報 | | | | | |
| 施設名称 | 鳴子作業センター | | 所管所属名称 | 北部土木事務所 | |
| 公共施設等総合管理方針施設分類 | | | | | |
| 大分類 | 公用施設 | 中分類 | 防災関係施設 | 小分類 | 防災機材倉庫 |
| 主要建物概要 | | | | | |
| 構造 | 鉄骨造 | 用途 | 車庫 | 建築日 | S54.11.20 |
| 経過年数 | 39 | 耐用年数 | 34 | 目標使用年数 | 45 |
| 運営方式 | 直営 | 管理者名称 | 北部土木事務所 | 全延床面積(m ²) | 195.00 |
| 所在地 | 大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣1-2 | | | | |
| 2 計画期間 | | | | | |
| 令和2年度から令和11年度までの10年間 | | | | | |
| 3 点検・診断によって得られた個別施設の状態 | | | | | |
| 別添「県有建築物保全点検結果報告書」のとおり | | | | | |
| 4 当該施設の必要性 | | | | | |
| 設置根拠規定等 | 地方自治法第155条第1項、第156条第1項 行政機関設置条例第15条 道路法第2条、第7条ほか | | | 必要性の有無 | 有 |
| 業務内容 | 行政組織規則第95条第6項 | | | | |
| 必要性の判断理由 | 大崎市鳴子温泉に位置し、道路法第7条に基づく北部土木事務所管内の道路管理維持のための資機材、車両等を格納する施設で、地域住民が安心して通道路を通行するためにも必要性が高い。 | | | | |
| 5 施設ごとの今後の対策 | | | | | |
| 管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針 | 除雪作業等の遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な管理が必要なことから、今後も適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。 | | | | |
| 施設間・対策間の優先順位の判断内容 | 令和元年度現在、耐用年数34年(目標使用年数50年)に対し、築40年を経過し全体的に老朽化している。 平成29年9月に実施した県有建築物保全点検結果では、「要是正」は無かった。しかし、老朽化に伴う「要注意」が多数見られたことから、経過観察を行うとともに、状況に応じて修繕を検討していく。 過去5年間においては、特に修繕実績は無い。今後は、計画的な保全点検を進めながら、適正な維持管理をしていく。 | | | | |

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称 鳴子作業センター

建物棟名称 車庫

所在地 大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣1-2

用途:車庫・倉庫等 延べ面積:195m² 階:1階 竣工年度:昭和54年度

| 項目 | 指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等 | |
|--------------------|---|----|
| 1 敷地及び地盤 | (指摘項目) | 判定 |
| | | A |
| | (対策等) | |
| 2-1 建築物の外部 | (指摘項目) 基礎立ち上がり部分にクラックが発生しています。 | 判定 |
| | | B |
| | (対策等) 経過観察願います。クラックが広がるようであれば、補修について検討してください。 | |
| 2-2 建築物の外部 | (指摘項目) 窓にヒビが入っている箇所があります。 | 判定 |
| | | B |
| | (対策等) 経過観察願います。 | |
| 3 屋上及び屋根 | (指摘項目) 雨樋立て管が外れています。 | 判定 |
| | | B |
| | (対策等) 雨水等が外壁にかかる場合は、劣化を早めますので状況に応じて修繕について検討してください。 | |
| 4 建築物の内部 | (指摘項目) 柱と梁の接合部の塗装が劣化している。 | 判定 |
| | | B |
| | (対策等) 経年によるものと思われるので、経過観察願います。 | |
| 5 避難施設等 | (指摘項目) | 判定 |
| | | — |
| | (対策等) | |
| 6 その他 (避雷設備・煙突) | (指摘項目) | 判定 |
| | | — |
| | (対策等) | |
| 特記事項 | | |

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」:支障なし B 「要注意」:経過観察が必要

C 「要計画改修」:長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」:危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日 平成29年9月13日